

志摩市工事における現場環境改善費の実施要領
(「水道施設整備費に係る歩掛表」により積算する工事)

第1条 目的

本要領は、公共工事の円滑な執行と建設業における魅力的な労働環境の整備を促進し、もって雇用改善および人材確保に資するため、現場環境改善の実施に関し必要な事項を定めることにより、工事の適正な履行を図ることを目的とする。

第2条 適用の範囲

周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。但し、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

第3条 発注形式

工事の発注は以下によるものとする。

1 施工者希望型

志摩市が発注する全ての屋外工事を対象とする。

第4条 積算方法

1 基本的な考え方

(1) 現場環境改善費に要する費用(率分)について、施工者希望型の場合は、受注者が現場環境改善を行う希望があれば、契約後、施工計画書提出までに監督職員と協議を行い、協議が整った場合に変更契約にて計上するものとする。

(2) 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、見積もり等を参考に変更契約にて積上げ計上するものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

＜設計変更の対象とする熱中症対策・防寒対策に係る費用(例)＞

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用。

例)・遮光ネット・大型扇風機・製氷機・日除けテント・ミストファン・休息車の配置等

＜設計変更の対象とならない熱中症対策・防寒対策に係る費用(例)＞

主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

例)・塩飴・経口補水液等効果的な飲料水・空調服・熱中症対策キット等

(3) 費用が巨額となるため現場環境改善費率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積もり等を参考に適切に計上するものとする。

2 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円、1000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、少数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋
支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

α：積上げ計上分（単位：円、1000 円未満切り捨て）

【「水道施設整備費に係る歩掛表」により積算する工事】

対象額：P _i		現場環境改善費率：i（%）	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5 億円以下の場合	$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$
	5 億円を超える場合	1.73	0.71

現場環境改善に関する費用の対象額は、5 億円を限度とする。

ロ 率に計上されるものは、[別表第1]の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、第4条1（2）の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び第4条1（3）の「巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用」とする。

ニ なお、経費率は、現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

(2) 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

第5条 実施計画及び確認方法

- (1) 受注者は、現場環境改善費で実施する内容について、具体的な実施内容、実施期間を監督員と協議のうえ、施工計画書に記載し監督員に提出すること。
- (2) 受注者は、工事完成までに現場環境改善の実施状況を監督員に報告すること。

第6条 留意事項

- (1) 効果が期待できない内容（第三者がいない工事現場でのPR看板の設置など）又は当該工事との直接の関係のない内容（エアコンの購入のみで現場事務所へは設置しない場合など）については、評価や費用計上の対象としない。
- (2) 事例は、[別表第2]を参考とすること。ただし、[別表第2]に掲載がなくても趣旨に沿う内容であれば評価してもよい。
- (3) 発注者指定型において、受注者から現場環境改善に取り組まない旨申し出があった場合は、協議のうえ、設計変更により現場環境改善費の計上を取り止めることができる。
- (4) 現場環境改善の実施を予定していた内容の一部または全部を取りやめる場合、あるいは、実施内容が現場環境改善費の計上条件を満たさない場合は、設計変更により現場環境改善費の計上を取り止める。
- (5) 災害復旧事業においては、所管省庁により積算方法が異なるため、関係事業課に確認すること。

附 則

この要領は、令和8年7月16日以降起案にかかるものから適用する。

[別表第 1]

【「水道施設整備費に係る歩掛表」により積算する工事】

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 ※快適トイレは除く （女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

[別表第2]

計上費目	実施する内容の事例
仮設備関係	・簡易水道施設設置 ・緑化プランターの設置 ・現場事務所にイルミネーションを設置 ・夜間の転倒防止のためのセンサーライトを設置 ・人工芝や化粧パネルを使用した見学路を設置 ・昇降用モノレールの設置 ・斜路通行用にステップ階段を設置 ・防音・防塵・防震施設の設置
営繕関係	・冷蔵庫、湯沸かし器、ウォーターサーバーの設置 ・現場事務所に温水シャワー設備を設置 ・個人ロッカー付更衣室の設置 ・エアコン付き休憩所の設置 ・土足厳禁のカーペット、畳スペースの設置 ・加湿器・空気清浄機の設置
安全関係	・キャラクターバリケードの設置 ・盗難防止の対人センサーライト、警報機の設置 ・監視カメラの設置
地域連携	・完成予想図を現場に掲示 ・工法説明図を現場に掲示 ・工事の週間及び全体工程を現場に掲示 ・定期的に工事工程表を近隣住民へ配布 ・イラスト付きや工事 PR 看板を設置 ・工事パンフレットの配布 ・工事見学会の開催 ・職場体験会の実施 ・防犯パトロールに参加 ・土地改良事業に伴う農家の立会確認、現場での打合せ